

遊休農地再生利用事業実施要領

制定	平成31年3月29日	農構第30193-5号
一部改正	令和2年3月24日	農構第30193-2号
一部改正	令和3年3月16日	農構第30193-3号
一部改正	令和5年3月30日	農構第30193-5号

第1 目的

本県における遊休農地は、農業従事者の減少や高齢化など様々な要因により増加傾向が続いている。

遊休農地の増加は、食料生産及び農業の基盤である農地を減少させるとともに、病害虫や鳥獣被害の温床となることから、遊休農地の発生防止や営農のために遊休農地を再生利用する取組を支援する。

第2 事業の内容

本事業は、農地集積や県振興品目等の栽培を目的として、担い手等が遊休農地等を引き受けて農地を再生利用する取組、並びに市町村が行う遊休農地の発生防止に係る取組を補助するものとし、その内容は、別記「遊休農地再生利用実施基準（以下、「実施基準」という。）」に定めるとおりとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は市町村とする。

第4 助成対象者

助成対象者は、第2の事業に取り組む市町村、農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、地域耕作放棄地対策協議会等とする。

第5 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

(1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、遊休農地再生利用事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

(2) 実施計画書の作成に当たっては、事業実施主体内において十分な調整を図るとともに、関係施策との関連を考慮し、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

2 事業計画の承認申請

上記1の(1)に規定する実施計画書を作成した事業実施主体は、遊休農地再生利用事業実施計画承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付し、農業事務所長（以下、「所長」という。）に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画書の承認要件

所長は、上記2の規定により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、遊休農地再生利用事業実施計画承認通知書（様式第3号）を交付し、その承認を行うものとする。

4 事業計画の重要な変更

事業実施主体は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記1及び2の規定に準じて、変更後の実施計画書を作成するとともに、遊休農地再生利用事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）に変更後の実施計画書を添付の上、所長に提出し、遊休農地再生利用事業実施計画変更承認通知書（様式第5号）により、その承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える変更

第6 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適性かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 事業実績の報告

1 実績報告書の作成等

事業実施主体は、第2に掲げる事業を完了したときは、遊休農地再生利用事業実績報告書（様式第1号）（以下、「実績報告書」という。）を作成し、所長に提出するものとする。

2 実績報告の期日

上記1の報告は、原則として事業完了後2ヶ月以内又は事業実施翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までとするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 実績報告の報告

所長は、上記2に基づき、事業実績の報告を受けた場合には、実績報告書の写しを添付の上、速やかに知事に報告するものとする。

第8 事業の評価

1 事後評価の実施

(1) 事業を実施した事業実施主体は、事業評価表により事後評価を行い、実績報告書に添付し、所長に提出するものとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、事業実施主体は事後評価を行い、所長の指定する期日までに結果を報告するものとする。

第9 助成

知事または所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。